



兵庫県県産木材の 利用促進に関する条例

(平成29年6月12日兵庫県条例第19号)

～兵庫の木を使ってみんなで森林を守ろう!～



公共施設の木造化



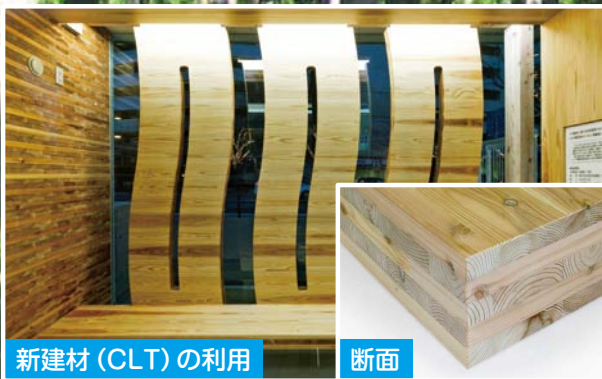
公共施設の木造化



県産木材の利用による木造住宅(外観)

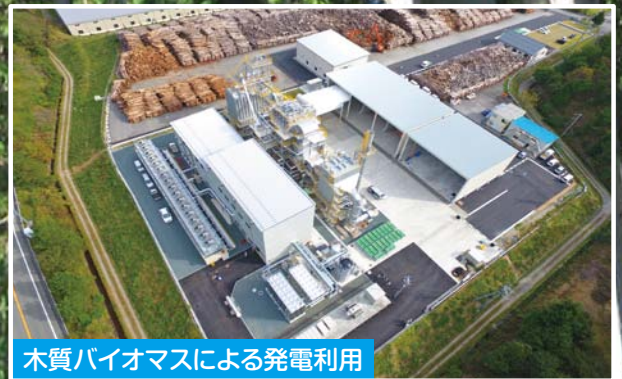


県産木材の利用による木造住宅(内観)



新材材(CLT)の利用

断面



木質バイオマスによる発電利用



お問い合わせ

部署名：兵庫県農政環境部農林水産局林務課 木材利用班
電話：078-362-9224 FAX：078-362-3954
Eメール：rinmuka@pref.hyogo.lg.jp

「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」の概要

目的（第1条）

県産木材の利用促進及びそのことを通じた森づくりの基本理念を定め、関係者の責務並びに役割を明らかにするとともに、県産木材の利用促進等の施策の基本事項を定め総合的かつ計画的に推進し、林業及び木材産業の自立的な発展を図り、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び地域創生に寄与する。

基本理念（第3条）

(1) 県産木材の優先活用意識を向上させ、余すところなく利用

(2) 森林の有する多面的機能の維持発揮

(3) 林業生産活動が円滑に循環し、豊かな森林資源を次代に引き継ぐ

関係者の責務・役割（第4～11条）



県産木材の利用促進等に関する指針（第12条）

県産木材の利用促進等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、取組方針及び目標、利用及び供給の確保に関する基本的事項を定める。

県産木材の利用促進等に関する施策（第13～20条）

- **県産材の安定供給の推進**
(森林施業の集約化、林業事業者の育成強化、林内路網の整備支援、高性能林業機械の導入促進等)
- **県産木材の加工流通体制の整備**
(加工施設、流通施設等の整備支援、品質や生産性の向上への支援等)
- **県産木材の利用促進**
(公共施設・住宅等、新分野、新建材・加工技術による用途開発の推進、国内外の販路拡大推進等)
- **木質バイオマスの利用促進**
(木質バイオマスの製造・利用施設整備支援、未利用間伐材等の安定供給体制調査・情報収集等)
- **県産木材の利用を通じた森づくりの推進**
(間伐及び間伐材の搬出並びに皆伐及び再造林、広葉樹林等の育成支援等)
- **人材の育成** (県産木材利用促進等を担う人材の研修等)
- **普及啓発** (県民が木に親しみ学ぶ機会の確保、県産木材に関する情報の発信等)
- **市町に対する支援** (情報提供等)

詳しくは、こちら

兵庫県県産木材の利用促進に関する条例

検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/mokuzairiyousokusinjyourei.html>

